

鶴留社会保険労務士事務所だより

雲外蒼天 2月号

「ブラック企業」に対する厚労省重点監督の結果

◆昨年9月に集中的に実施

厚生労働省では、昨年9月を「過重労働重点監督月間」と定め、いわゆる“ブラック企業”（若者の使い捨てが疑われる企業等）に対して「過重労働重点監督」が集中的に実施されましたが、その結果が昨年12月中旬に発表されました。

◆8割超の事業場で法違反！

監督対象となった5,111事業場のうち、82%の事業場(4,189事業場)において、何らかの労働基準関係法令違反が見られ、是正勧告書が交付されたとのこと。

主な法違反の内容は、次の通りでした。

- (1)違法な時間外労働があった:43.8%(2,241事業場)
- (2)賃金不払残業があった:23.9%(1,221事業場)
- (3)過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかった:1.4%(71事業場)

◆主な法違反の事例

なお、法違反の事例として、下記のもの挙げられています。

- ・長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月80時間を超える時間外労働が認められた。
- ・社員の7割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていない。
- ・月100時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった。
- ・無料電話相談を契機とする監督指導時に、三六協定で定めた上限時間を超え、月100時間を超える時間外労働が行われていた。

- ・労働時間が適正に把握できておらず、また、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた。
- ・賃金が、約1年にわたり支払われていなかったことについて指導したが、是正されなかった。

◆今後の国の対策

ブラック企業対策としては、今年度から求人票に「過去3年間の採用者数と離職者数」の記入欄が設けられるなども決定しており、企業の採用活動に影響が出るものと考えられます。

今後も、ますます企業における人事労務管理が重要性を増していくことは間違いないでしょう。

2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

3日

- 贈与税の申告受付開始<3月17日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

17日

- 所得税の確定申告受付開始<3月17日まで> [税務署]
※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

2か月間お休みしていた事務所だよりを再開します！



2か月前までの事務所だよりは法律に関する記事が主で、見た目も内容も硬い印象だったと思います。

その気づきのきっかけをいただいたのは、当事務所のお客様のお店に貼ってあった壁新聞です。手書きで白黒の掲示物なのに、お客様や商品に対する愛情が詰まっていて、読みたくなる魅力を感じるものでした。そのとき「うちもこうしよう」と決め、試行錯誤の末やっとできたのが2月号です。社労士事務所らしい記事と身近に感じていただける記事を盛り込むことがこんなに難しいのかと2月号も半ば諦めかけていたのですが、職員の古井が元美術部と分かり彼女にデザインを任せました。するとあっという間にできました。。

やはりセンスの問題なのですね（^^；）餅は餅屋！！痛感しました。

2月号はリニューアル記念号として、また古井のご紹介も兼ねまして顧問先様以外のこれまでお付き合いいただいてきた企業様にもお届けさせていただきました。

今後事務所だよりがご不要な場合はご連絡くださいませ。

人事ブレン塾のご案内

一儲けより「人儲け」！（一過性の利益より、ヒトが継続して利益を生み出す仕組みを作ろう）を目指して稼ぐ組織の勉強会を開催することに致しました。

初回会費は無料ですが2か月目から6,000円の有料会員制サービスです。

（顧問先企業様は無料でご参加いただけます）

なぜこんなことを始めるのかというと・・・

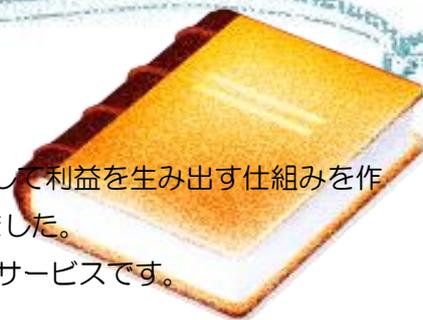
これまで官公庁や学校、各種団体、企業様など様々な機関から講師のご依頼をいただきました。毎回一生懸命に務めさせていただくわけですが、主催者の意図に沿った内容にする必要があるため、本音とは違う話をしなければならないこともしばしば。また、会社に本当に必要なことをお伝えするには時間が足りない！と思うこともありました。

そこで、会社にとって本当に有益な情報を全てお伝えするために完全会員制のクローズドセミナーに致しました。法律のグレーゾーンにも踏み込みます。情報は自社内のみでご活用ください。

有料サービスにするのも志の高い企業様にお申込みいただきたいと考えたからです。

当事務所のホームページ内に人事ブレン塾のバナー（リンクのボタン）があります。「人事ブレン塾」でも検索できます。

ぜひ一度ご覧いただき、ご参加のお申し込みをFAX下さい。お待ちしております。





今月は「新しい」を三つご報告いたします

- ① 今月から事務所だよりをリニューアルし、名前を雲外蒼天に変えました
(雲外蒼天：困難を乗り越え、努力して克服すれば快い青空が望める)
経営者であるお客様と一緒にその困難を乗り越え、未来へ向かっていくとの思いを込めました
- ② 事務所に新しい仲間が加わりました
古井ひかりさんです。宜しくお願ひ致します。ヒヤヒヤギョル(死語?)かと思いきや、採用面接のときから落ち着き払い、適性検査の結果も良好で、とても21歳には見えません。
何とも頼もしい相棒です。
(適性検査は お一人 2000円で承っております。ご興味があればご連絡下さい)
- ③ 事務所のレイアウトを変えました
四国からレイアウトのコンサルタントに来ていただき、交加率の良い動線とおお客様の心地良さを目指した配置に変更しました。
風水の考え方も取り入れられているそうです。ぜひお立ち寄り下さい。

鶴留

こんにちは はじめまして！

初めまして！古井ひかりと申します。

平成5年1月18日生まれ、やぎ座 A型 21歳です。

中学高校と一貫して美術部に所属しており、

何度か賞をいただく機会もありました。(少し自慢です♡)(笑)

2月より鶴留事務所に入りました。

面接へ来た際、初めて適性検査を見て「なんだこれは…!？」と驚きました。
結果を見せてもらったときには性格などが当たっていてビックリ!!

法律に関して分からないことが多々有りますが
日々勉強と思ひ、精進していきます。

よろしくお願ひ致します!! 古井

